

四日以後ハ三日ト同様

ハ會社側ニ依然労働組合否認ノ態度ヲ續ケ、従業員側が組合トノ關係ヲ断テ白紙ニ戻リ来ラサル以上飽迄強硬ニ争議団ト対抗スル方針ヲ採リツ、アリ

(4) 争議團體ノ對策經過

争議團體ニ在リテ前記ノ通り會社ヲ組合否認的ノ態度ヲ持シツ、アル為メ、友誼團體ノ應援會社ノ合一系統ノ東合バス従業員ニ働き掛け、會社側ニ脅威ヲ與ヘ争議ヲ有利ニ展開セシメントノ方針ヲ持シツ、アルガ、九月一日「スト」決行後ニ於ケル對策行動等左ノ通り

(イ) 友誼團體ニ對シ應援申込、九月一日別紙(五)ノ如キ争議應援依頼狀ヲ東合、其他友誼團體ニ對シ後送セリ

(ロ) 印刷物等ノ配布

左記ノ通り九種類ノ印刷物ヲ作成シ會社ト同一系統ノバス

従業員等連日配布シ會社ヲ脅威ヲ與ヘントシツ、アリ

○ 九月一日

城北市民各位に訴ふ云々ト願スルモノ (二万枚)

○ 九月二日

後達のストを勝たして呉れ関東バスの兄妹諸君ト願スルモノ (約百枚)

親愛なる川口バスの兄妹諸君ト願スルモノ (約百枚)

親愛なる旭ヶ谷バスの従業員諸君ト願スルモノ (約百枚)

(約百枚)

○ 九月四日

至川 関東バス兄妹諸君ト願スルモノ (約三百枚)

○ 九月五日